

# 林野火災注意報及び警報に関するご案内

※令和8年4月1日から瀬戸内市火災予防条例が下記のように改正されました。

## 林野火災注意報、林野火災警報の発令に伴う火の使用制限について

林野火災多発期（1月1日～5月31日）に、発令指標を満たした場合、林野火災注意報、林野火災警報を発令し、火の使用が制限されます。

	林野火災警報 【消防法第22条・火災予防条例】	林野火災注意報 【火災予防条例】
発令指標	以下①、②のいずれに該当し、かつ強風注意報が発表された場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表	左記の①又は②の条件を満たした場合
解除基準	発令指標に該当しなくなった場合	
対象区域	瀬戸内市全域	
周知方法	瀬戸内市消防本部により、林野火災注意報、林野火災警報の発令に関してお知らせします。 (瀬戸内市消防本部等で懸垂幕などの掲出、巡回広報、市防災アプリ、市防災行政無線等)	
火の使用制限対象	以下の火の使用の制限に従わなければなりません。 ■ 山林、原野等において火入れをしないこと。 ■ 屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。 ■ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ■ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ■ 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。	■ 左記の火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。
罰則	30万円以下の罰金 又は 拘留に処することが消防法で定められています。	—

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象

たき火



キャンプファイヤー



どんど焼き ※1



制限の対象とならない  
火の使用の一例 ※2  
七輪



※1 伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。

## 消防署への届出について（瀬戸内市火災予防条例第45条）

通年、火災と見間違えるような【煙】や【火】が出る行為を行う場合（たき火、キャンプファイヤー、どんど焼き等）は、当該行為を行う前に、消防署への届出が必要です。詳しくは瀬戸内市消防本部へお問い合わせください。【0869-22-1333】

※届出をされた後、実施日には、林野火災注意報等の発令状況の確認のために再度、消防本部(上記番号)へ電話にて問い合わせをしてください。状況によっては、行為の延期又は中止をして頂く場合があります。

# STOP山火事!



ルール・マナーを守って  
おもいっきり楽しもう!

ゆるきゃ-J  
Yurucamp  
©あろ/芳文社



総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency

林野庁

林野火災(山火事)を  
詳しく知るにはこちら

消防庁



林野庁

